

藤沢市小児医療費助成条例の一部改正について
藤沢市小児医療費助成条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第3条第1項第2号中「記録されている者」の次に「又はこの市の区域内に住所を有する者」を加え，同条第2項第3号中「第6条の3」を「第6条の4」に改め，同条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め，同項第1号中「6月30日」を「9月30日」に改め，同項第2号中「7月1日」を「10月1日」に改める。

第4条第1項中「（児童等以外の小児については，入院に係るものに限る。）」を削る。

第5条第1項中「児童等の」を削り，同条第3項を削る。

第6条中「児童等の」を削る。

附 則

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。ただし，第2条及び第3条の改正規定（同条第3項各号の改正に係る部分を除く。）は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条及び第5条の規定は，この条例の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し，同日前に行われた給付等については，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、通院にかかる療養の給付等が行われた場合における助成の対象について、中学生の通院を新たに対象とする等のため、所要の改正をする必要による。